

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等  
に関するQ & A

【凡例】

本Q & A中の法令等の略記の例は次のとおりである。

- ・「個人情報の保護に関する法律」：法又は個人情報保護法
- ・「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」：ガイドライン

2010年4月1日更新

目次

2-1. 定義	
2-1-1. 「個人情報」	1
2-1-2. 「個人情報データベース等」	2
2-1-3. 「個人情報取扱事業者」	4
2-1-4. 「個人データ」	5
2-1-5. 「保有個人データ」	5
2-1-8. 「公表」	5
2-1-10. 「本人の同意」	5
2-1-11. 「本人が容易に知り得る状態」	6
2-2. 個人情報取扱事業者の義務等	
2-2-1. (1) 利用目的の特定	6
2-2-1. (2) 利用目的の変更	7
2-2-2. (1) 適正取得	7
2-2-2. (2) 利用目的の通知又は公表	8
2-2-2. (3) 直接書面等による取得	9
2-2-3. 個人データの管理	9
2-2-3-1. データ内容の正確性の確保	9
2-2-3-2. 安全管理措置	10
2-2-3-3. 従業者の監督	12
2-2-3-4. 委託先の監督	13
2-2-4. 第三者への提供	15
2-2-5. 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等	20
2-2-5-1. 保有個人データに関する事項の公表等	20
2-2-5-2. 保有個人データの開示	20
2-2-5-3. 保有個人データの訂正等	22
2-2-5-4. 保有個人データの利用停止等	22
2-2-5-7. 手数料	23
4. ガイドラインの見直し	23
5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格	23
その他、複合的な事案	23

NO.	Q	A
-----	---	---

2-1-1. 「個人情報」 (ガイドライン2ページ)

1	地図に住所を表示するシステムについて、住所データが含まれています。個人情報に該当しますか。	単に、地図上の地点を示すのみならば、通常は特定の個人を識別できませんので、個人情報に該当しないものと考えます。(2005. 1. 14/7. 28修正)
2	個人情報に該当する事例1で「本人の氏名」とありますが、同姓同名の人もあり、ほかの情報がなく氏名だけのデータでも個人情報といえますか。	同姓同名の可能性もありますが、氏名があれば、社会通念上、特定の個人を識別できるものと解されま す。(2005. 1. 14)
3	電話番号だけでも個人情報に該当しますか。	電話番号だけでは、基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。(2007. 3. 30)
4	個人情報に該当する事例5の「周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報」とは何ですか。	例えば、「現在の経済産業大臣」とだけあって、氏名がない情報でも、周知の情報を補えば、特定の個人が識別できますので、個人情報に該当します。(2005. 1. 14/7. 28修正)
5	個人事業主の財務情報等は個人情報に該当しますか。	例えば、「甲野太郎商店」などであれば、個人が特定されますので個人情報となり得ます。結果的に個人経営であった場合のように、企業情報であって個人情報に該当しないと解される場合もあり得ます。(2005. 1. 14/2007. 3. 30最終修正)
6	企業の代表者の情報等の公開情報を個人情報として保護する実益はありますか。	個人情報の保護は、プライバシー保護の観点とは異なります。個人情報は、他のデータとのマッチング等によって価値が生じ得ることなどから、公開情報であっても保護すべき実益はあるものと考えます。(2005. 1. 14/7. 28修正)
7	外国に居住する外国人の個人情報についても、個人情報保護法上の保護の対象になりますか。	対象となり得ます。(2005. 1. 14)
8	取引先の企業の担当者の名前を管理していますが、これも個人情報に該当しますか。	個人情報に該当します。 (2004. 10. 19/2005. 7. 28修正)
9	住所だけで個人情報に該当しますか。	住所だけでは、基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。(2004. 10. 19/2005. 7. 28修正)

10	オンラインゲームで「ニックネーム」及び「ID」を公開していますが、個人情報に該当しますか。	個人情報に該当する場合があります。オンラインゲームにおける「ニックネーム」及び「ID」が公開されていても、通常は特定の個人を識別することはできませんから、個人情報には該当しません。ただし、「ニックネーム」又は「ID」を自ら保有する他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる可能性があり、そうした場合は個人情報に該当し得ます。なお、例外的にニックネームやIDから特定の個人が識別できる場合（有名なニックネーム等）には、個人情報に該当します。 (2005. 7. 28)
11	(1) 電話の通話内容は個人情報に該当しますか。 (2) 通話内容を録音している場合、録音している旨を相手方に伝える必要がありますか。	(1) 特定の個人を識別することが可能な場合には個人情報に該当します。 (2) 個人情報に該当する場合でも、録音していることについて伝える必要はありません。ただし、利用目的を通知又は公表する必要があります。 (2005. 7. 28)
12	ユーザーからのクレームを録音しています。個人の氏名は通話内容や声などから特定できませんが、電話番号は判明している場合があります。この場合の録音記録は、個人情報に該当しますか。	基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。 (2007. 3. 30)
13	A社が保有する個人情報から識別情報を切り離し、特定の個人が識別できない統計データとしてB社に提供した場合、B社においては、この情報は個人情報に該当しますか。	該当しないと考えられます。(2007. 3. 30)
14	事業者の取扱部門ごとにデータベースがあり、他の取扱部門のデータベースへのアクセスが、規程上・運用上厳格に禁止されている場合、「容易に照合することができ」(法第2条第1項)るといえますか。	他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能な場合は、当該事業者にとって「容易に照合することができ」る状態にあると考えられます。ただし、経営者、データベースのシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に禁止されている状態であれば、「容易に照合することができ」るとはいえないものと考えられます。 (2007. 3. 30)

2-1-2. 「個人情報データベース等」(ガイドライン3ページ)

15	冊子になっている市販の職員録は、「個人情報データベース等」に該当しますか。	一定の規則で整理・分類されていて、目次、索引などがあり、容易に検索が可能ですので、「個人情報データベース等」に該当します。 (市販名簿の安全管理措置については、ガイドライン2-2-3-2.【安全管理措置の義務違反とはならない場合】も参照してください。) (2005. 1. 14/2007. 3. 30最終修正)
16	メールソフトのアドレス帳、一定の規則で整理された名刺について、従業者本人しか使用できない状態であれば、企業の個人情報データベース等には該当しないと考えてよいですか。	従業者の個人的な使用に用いているのであれば、企業にとっての個人情報データベース等には含まれません。しかし、従業者が企業活動の用に供するために使用しているのであれば、企業の個人情報データベース等に該当することになり得ます。 (2005. 1. 14/2007. 3. 30最終修正)

17	従業者が業務上使用している携帯電話等の電話帳に氏名と電話番号のデータが登録されている場合、「個人情報データベース等」に該当しますか。	該当します。 (携帯電話等の安全管理については、本Q&Aの「2-2-3-2.安全管理措置」を参照してください。) (2007.3.30)
18	個人情報データベース等に該当する事例1に、「電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳」とありますが、他人には容易に検索できない独自の分類方法によりメールアドレスを分類した状態である場合は、個人情報データベース等に該当しないと考えてよいですか。	「メールアドレス帳」に氏名を付してアドレスを保存した場合は、そのアドレス帳の検索機能を使えば、第三者でも特定の個人情報の検索が容易に行えますので、そもそも「他人には容易に検索できない独自の分類方法」となっていないと考えられます。 (2005.1.14/7.28修正)
19	文書作成ソフトで議事録を作成しました。議事録には会議出席者の氏名が記録されており、文書作成ソフトの検索機能を用いれば、特定の個人を検索することが可能です。この議事録は「個人情報データベース等」に該当しますか。	文書作成ソフトで作成された議事録は、特定の個人情報を検索することができるように「体系的に構成」されているものとはいえないので、「個人情報データベース等」には該当しないと考えられます。 (2007.3.30)
20	防犯カメラやビデオカメラなどで記録された映像情報は、本人が判別できる映像であれば、「個人情報データベース等」に該当しますか。	本人が判別できる映像情報であれば、「個人情報」に該当しますが、特定の個人情報を容易に検索することができるように整理していない限り、「個人情報データベース等」には該当しません。すなわち、記録した日時による検索は可能であっても、氏名等の個人情報では容易に検索できない場合には、「個人情報データベース等」には該当しません。 (2007.3.30)
21	会話を録音しました。会話の内容に個人の氏名が含まれていますが、この場合、「個人情報データベース等」に該当しますか。	会話の内容に氏名が含まれていても、当該氏名により容易に検索可能な状態に整理されていない限り、「個人情報データベース等」には該当しません。 (2007.3.30)
22	宅配便の送り状を受け付けた日付順に並べてファイリングしていますが、この場合、「個人情報データベース等」に該当しますか。	送り状に氏名等の個人情報が含まれていても、当該送り状を受け付けた日付順に並べているだけで、特定の個人情報を容易に検索できる状態に整理していない場合には、「個人情報データベース等」には該当しません。 (2007.3.30)
23	部署ごとに異なるデータベースを有しており、同一人の個人情報が重複している場合、法第2条第3項第5号の「政令で定める者」の数を算定する際、それは1件と数えるのですか。それともデータベースごとに数えるのですか。	「個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数」を数えることから(施行令第2条)、同一人物が重複して含まれている場合には、重複分を差し引いた、一個人単位で計算することになります。 (2007.3.30)

2-1-3. 「個人情報取扱事業者」 (ガイドライン4ページ)

24	社員のデータベースしか持っていない場合は、個人情報取扱事業者とらないと考えてよいですか。	社員の情報も個人情報に該当しますので、社員が5000人を超える場合は、個人情報取扱事業者となり得ます。 (2004.10.19/2005.7.28最終修正)
----	--	---

2-1-4. 「個人データ」 (ガイドライン6ページ)

31	人名録のデータは個人データに該当しますか。電話帳やカーナビとの違いは何ですか。	一般に、人名録の情報は個人データに該当します。電話帳やカーナビとは異なり、①氏名、②住所等、③電話番号以外の情報(所属等)が含まれるからです。(2005. 1. 14)
32	カーナビゲーションシステムに含まれる個人データについては、そのユーザーだけでなく、メーカーについても個人情報取扱事業者の義務が課されないのですか。	ユーザーには課されませんが、メーカーには課せられます。義務が除外されるためには、その個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであることを要します(みずからカーナビゲーションシステムを作成したメーカーは、この要件に該当しないからです)。ただし、ユーザーであっても、新たに個人情報を加えるなどして内容を変更した場合には義務が課されます。(2007. 3. 30)

2-1-5. 「保有個人データ」 (ガイドライン7ページ)

33	6か月以内に消去することとなるものは該当しないとありますが、その起算点はいつですか。	当該個人データを取得したときから起算します。(2005. 1. 14)
----	--	-------------------------------------

2-1-8. 「公表」 (ガイドライン10ページ)

34	店頭販売が中心の場合でも、ウェブ画面に公表しておけば足りるのですか。	基本的には足りませんが、本人の目につきにくくするという目的で、恣意的に、店舗の見やすい場所への掲示を回避してウェブ画面上でのみ公表しておくというような場合には、「公表」が合理的かつ適切な方法によっていない、とされるおそれがあります。(2005. 1. 14)
35	利用目的の公表(法第18条第1項)は、官報又は日刊紙への掲載を1回でもすればよいのですか。	事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければなりません。しかし、一般的には、官報・日刊紙への掲載でも公表したことになります。(2005. 7. 28)
36	自社のウェブ画面で、利用目的を公表(法第18条第1項)したり、明示(同条第2項)したりする場合、ウェブ画面に表示されていた証拠を残す必要がありますか。	法律上の義務はありません。ただし、事後にトラブルが生じたときのために、証拠を残しておくことが重要となる場合があります。例えば、ウェブ画面の更新等で喪失してしまわないよう、従前のデータを保存しておくことなどが望まれます。(2005. 7. 28)

2-1-10. 「本人の同意」 (ガイドライン11ページ)

37	当初はダイレクトメールを送付する目的で個人情報を利用することになっていなかったため、本人に郵便を送付し、一定期間回答がなければ、ダイレクトメールを送付する目的で利用することに同意したものとみなすようにしたいのですが、このような方法は本人同意を得たことになりませんか。	本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりませんので、単に一定期間回答がなかっただけでは、一般的には本人の同意を得たとすることはできません。(2005. 7. 28)
----	---	--